

# 東京電力福島第一原発事故による

福島地方裁判所・いわき支部

# 初の財物賠償「石船裁判」の判決

## そもそも。。。 石船裁判とは？

平成23年3月11日、東日本全域をこれまでにない大きな地震と津波が襲いました。福島県いわき市にある小名浜港にも大津波が押し寄せ、港に係留していた多くの船が太平洋へと流されてしまいました。

X社の所有する土運船、通称「石船」は、海底に岩石を運ぶための、自力航行能力のない船です。石船も小名浜港に係留されておりましたが、津波のために流されてしまいました。

ところが、石船は、あろうことか、福島第二原発へと漂着してしまいました。福島第二原発は、第一原発から20km圏内であり、立ち入りが禁止されていました。そのため、運び出しも、係留も出来ず、放置するしかありませんでした。そのまま石船は再度漂流し、富岡川河口に座礁し、高線量に汚染され、回収不可能になったまま、現在に至ります。

当弁護団は、石船が回収不可能になったのは、第一原発の事故により、第二原発に立ち入りが出来なくなったからであるとして、東電に対し石船の価格の賠償を求めて裁判所に提訴しました。この船は、中古市場というものが存在せず、賠償をするには、再調達価格によるしかありません。

3月18日、福島地方裁判所・いわき支部で判決があります。

(福島原発被害弁護団のHPより抜粋)



第1原発から9km  
第2原発から2.4km

子安観音から南方向を望む

傍聴にお出でください

**とき** 3月18日(水) 13:30~

**ところ** 福島地方裁判所いわき支部

原発事故に基因した多くの裁判の中で、最初の財産的損害についての判決となります。東電の基本的主張である事故時の評価額か原告の主張する再取得価格か裁判所の判断が注目されます。

今後の裁判に大きな影響を及ぼす判決です。

原発事故の完全賠償をさせる会／元の生活をかせせ・原発事故被害いわき訴訟原告団

〒973-8402／いわき市内郷御厩町三丁目101いわき教育会館内／TEL 0246-27-3322 FAX 0246-68-6771